

第6回入善町農業委員会議事録

令和3年1月18日午後1時30分から第6回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎
13番 永山 美和	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

14番 吉原 有二

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲也
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第21号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第22号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第24号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

新年あけましておめでとうございます。大雪の影響で、総会が延期され、やっと開催することができました。書面での決議ができないこと、オンラインで開催するにはそれ相応の設備が必要であることなどから、皆様に実際にお集まりいただかなければならないのが現状です。

災害に対して気が緩んでいたところもあるかと思えます。今後も十分注意していきましょう。それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第6回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番坪野委員と13番永山委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町田中〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,933㎡、譲渡人は、入善町田中〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町荒又〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で10分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり、必要な農作業がある限り農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、58,941㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中陣委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町青木〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は91㎡、譲渡人は、東京都荒川区東日暮里〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町青木〇〇の〇〇さんです。申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で2分以内であり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、503,113㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、上田委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中陣委員

申請番号1番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんので確認印を押しました。以上です。

上田委員

申請番号2番は、事務局の説明のとおりです。もともと譲受人が耕作していましたので、問題はないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第21号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び日程第5、議案第22号、事業計画変更の申請による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第21号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。この申請に関しまして、事業計画変更申請も併せて提出されていますので、議案第22号も続けて説明いたします。

申請番号1番。申請地は入善町上野字藏堀〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は畑、面積は300㎡です。

譲渡人は、富山市水橋上条新町〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町入膳〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「店舗兼住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在町内のアパートに妻と子の4人で生活していますが、子供の成長に伴い、アパートが手狭になったこと、また、以前からカフェを経営したいと考えていたことから、店舗兼住宅を建築する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、昭和55年4月7日に転用許可を得ていますが、当初の転用申請者であった〇〇さんが、宅地として利用する計画となっていました。転用事業が実施されないまま、現在に至っております。

しかし、今回の申請者である〇〇さんより、店舗兼住宅用地として買入の申出があり、農地法第5条の転用許可申請と同時に事業計画変更の申請を行うものであります。

申請面積は300㎡と、店舗兼住宅として利用するために必要な面積と認められます。また、雨水排水につきましては、隣接する排水路へ流す計画となっております。また、下水道につきましては、町道入善駅国道線に埋設されており本管に接続可能です。

申請地につきましては、都市計画法に規定する用途地域内であり、農地の区分は第3種農地で、立地基準では、第3種農地の転用は原則許可であることから問題ないと考えます。

また、申請地は用途地域内にあるため、農振除外の手続きが不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書及び隣接耕作者からの同意書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして議案第22号「事業計画変更の申請による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

先ほど提案いたしました農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されています。

変更前は、譲渡人が、入善町上野〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町新屋〇〇の〇〇さんで、申請地は、入善町上野字藏堀〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は300㎡、転用目的は「宅地」です。

変更後は、譲渡人が、富山市水橋上条新町〇〇の〇〇さん（変更前の〇〇さんの相続人）、譲受人は、入善町入膳〇〇の〇〇さん、申請地は、入善町上野字藏堀〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は畑で、面積は300㎡、転用目的は「店舗兼住宅敷地」です。

今回の申請につきましては、先ほども申し上げましたように、昭和55年4月7日に転用許可を受けておりますが、当初の譲受人である〇〇さんが、申請地を宅地として利用する予定でしたが、転用事業を開始することなく現在に至っております。

そこへ今回の申請者である〇〇さんより、店舗兼住宅用地として買入の申出があったため、農地法第5条の転用許可申請と同時に事業計画変更の申請も行うものであります。

農業委員の意見書は、中陣委員にいただいております。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中陣委員

事務局の説明のとおりです。道路側にも空き地がありますが、こちらは農地ではなく、今後譲受人が買い取って店舗の駐車場とする予定だと聞いております。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第21号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び議案第22号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第23号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第23号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年1月18日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

今回は、新屋地区、新規1件のみです。

番号1番について、農地の所在地は入善町新屋〇〇、〇〇の2筆で、合計面積は3,083㎡です。貸付人は入善町墓ノ木〇〇の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇の〇〇で、野菜苗や花苗の生産を目的とした相対契約です。当該地の位置図は7ページをご覧ください。

借受人は農地所有適格法人でないため、農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約が解除となる解除条件付き賃貸借となります。

このことについては、別紙でご説明させていただきますので、「議案第23号補足資料 一般法人の農業参入について」という資料をご覧ください。

ここでいう「一般法人」とは農地所有適格法人以外の法人を指します。

まず農地の権利取得についてです。法人が農地の所有権を取得しようとする場合、農地所有適格法人であることが必要ですが、農地の賃借権を取得しようとする場合に限っては、一般法人であっても一定の要件を満たせば取得することができます。

その要件につきまして中段の表をご覧ください。

大きく分けて3つの要件があります。

「賃貸借契約に解除条件が付されている」とは、農地を適切に利用しない場合に契約を解除する旨の条件が契約に付されているということです。その旨を記載した利用権設定各筆明細書で確認します。

次に「地域における適切な役割分担のもとに農業を行う」とは、集落での農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道や水路の維持活動への参画などを行うことです。集落との協議したことが分かる会議録や適切な役割分担を行うこととする確約書等で確認します。

3つ目の「業務執行役員が一人以上農業に従事する」とは、法人の行う耕作事業の担当者として、農業経営に責任をもって対応できる者が一人以上いるということです。これは法人の登記事項証明書や法人の発行する証明書等で確認します。

以上、3つの要件を満たせば、一般法人であっても農地の賃貸借権を取得することができます。なお、解除条件付き賃借権の設定を受けた法人は、貸付けられた農地の利用状況について、毎年農業委員会に報告することとなっております。

以上が補足説明となります。

議案の方に戻って要件を確認させていただきます。

利用権設定各筆明細書に解除条件付き賃借であることが記載されており、水路の江浚いや道路法面の草刈り等の環境保全活動に積極的に参加するといった内容の確約書の提出があり、農業に常時従事する農業事業の責任者を指名した証明書の提出がありました。

以上のことから各要件を満たしていますので、本計画案は問題がないと考えます。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 23 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 7、議案第 24 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 24 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。令和 3 年 1 月 18 日提出。入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農振除外の申請は年 4 回ですが、今回は 12 月 15 日受付分の申請で、農振除外が 4 件、軽微変更が 2 件あります。

受付番号 1 番。除外願出者は入善町吉原〇〇の〇〇さん、借受人は入善町吉原〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、上原地区吉原〇〇の計 1 筆、地目は田、面積は 304㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人の子供の成長に伴って自己の住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

借受人は現在実家にて両親、妻子と生活していますが、部屋数が少なく手狭で、子供の成長に伴って部屋を確保する必要があり、自己の住宅を建設する計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は 304㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫、来客者駐車場及び庭として利用するための必要最小限の面積であります。借受人の妻は現在育児休暇中ですが、復職後は両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、両親の老後の世話が必要となった場合に支障なく対応できることから、実家のそばで建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約 19ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は 304㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて 19ヘクタールを維持する（農業経営面積 0.1%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成10年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして、受付番号2番。除外願出者は入善町吉原〇〇の〇〇さん、借受人は黒部市立野〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、上原地区吉原〇〇の計1筆、地目は田、面積は349㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人が現在妻子と生活しているアパートが、子どもの成長に伴って手狭になったことから、自己の住宅が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は現在アパートにて妻子と3人で生活していますが、子供の成長に伴って生活スペースが手狭になってきたことから、実家に隣接する申請地に自己の住宅を建築する計画です。

申請面積は349㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、物置、駐車場及び庭として利用するための必要最小限の面積であります。夫婦共働きであるため、子供の面倒を見てもらいたいことから、実家のそばに建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存住宅に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約19ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は349㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて19ヘクタールを維持する（農業経営面積0.1%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成10年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして、受付番号3番。除外願出者は入善町板屋〇〇の〇〇さん、借受人は入善町入膳〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区板屋〇〇の計1筆、地目は田、面積は825㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人が現在夫婦で生活しているアパートが手狭になったこと、また将来の子育てのために、自己の住宅が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は〇〇の取締役として、夫とともに農業に従事しています。現在、会社所有の農業用車両は、8号バイパス付近の空き地にて保管していますが、より効率的に農業を行うため、自己の住宅を新築するにあたり同じ敷地内に農業用車両の駐車場を設ける計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は825㎡と、農家分家住宅の基準を満たし、住宅、車庫及び庭として500㎡、農業用車両の駐車場として325㎡と、必要最小限の面積であります。農家分家住宅敷地であり、農業用車両を管理保管するうえで、借受人の実家兼会社事務所のそばである申請地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約44ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は825㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて44ヘクタールを維持する（農業経営面積0.1%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして、受付番号4番。除外願出者は入善町小杉〇〇の〇〇さん、借受人は入善町小杉〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、栲山地区小杉〇〇の計1筆、地目は田、面積は350㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人が今年結婚する予定であることから、自己の住宅が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は現在実家にて生活していますが、今年結婚する予定であることから、実家の隣に自己の住宅を建築する計画です。

申請面積は350㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、カーポート、物置、来客用駐車場及び庭として利用するための必要最小限の面積であります。将来両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、両親の老後の世話をやりたいことから、実家のそばに建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存住宅に隣接し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約13ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は350㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて13ヘクタールを維持する（農業経営面積0.2%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成12年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に、軽微変更の申請です。農業上の用途を農地から農業用施設用地に変更するもので、軽微な変更として県知事の同意などの手続きが省略されます。

今回は、2件の申請があります。

受付番号1番。願出者は入善町吉原〇〇の〇〇さん、対象地は、上原地区吉原〇〇の内の計1筆、地目は田、面積は130.4㎡、軽微変更後の用途は農機具倉庫敷地です。

申請人は今後経営規模を拡大する予定であり、自宅敷地内の既存の倉庫では対応しきれなくなったことや、そもそも道路への導線が長く効率的な作業ができなかったことから、申請地に新たな農作業所を建設する計画です。申請地の一部には、平成17年に、申請人の父が農地法の手続きをとらずにプレハブ小屋を設置していたため、始末書をつけての申請となりました。

申請面積は、トラクターと田植機を収容する農業用倉庫、資材置場及び農作業スペースとして利用するための必要最小限の面積です。また、雨水排水については、隣接している用水に排水します。

要件の確認としては、目的が農作業所敷地であるため、既存住居に近接しているほうが、効率性や管理の点でも利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

続きまして、受付番号2番。願出者は入善町青木〇〇の〇〇さん、対象地は青木地区青木〇〇外1筆の計2筆、地目は田、合計面積は222㎡、軽微変更後の用途は農作業所敷地です。

申請人は、昭和54年、青木〇〇に乾燥機を設置するため、農作業所を建築しました。

平成2年には、隣接する青木〇〇に大型トラクターなどの農業機械を保管するため、農作業所を増築して現在に至っています。農作業所を建築するにあたり、農地法の手続きをとっていなかったため、始末書をつけての申請となりました。

申請面積は、乾燥機、大型トラクター、コンバイン、及び田植え機の農業機械の保管場所と、資材置き場及び農作業スペースとして利用するための必要最小限の面積です。また、雨水排水については、隣接している用悪水路に排水します。

要件の確認としては、目的が農作業所敷地であるため、既存地に隣接しているほうが、効率性や管理の点で利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

以上、農振除外4件、軽微変更2件の申請です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第24号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長 (鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に、「アグリとやま」をお配りしましたのでご確認ください。また、例年開催している農業者等と農業委員会との意見交換会ですが、今年度も2月から3月にかけて開催できればと考えております。日時や内容については、追ってご相談させていただきます。事務局からは以上です。

議長 (鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

小林委員

その意見交換会では、農業委員が中心となって話し合いをまとめていくことになるのですが、改選後で初めて参加する委員もいますし、事前に何らかの研修が必要ではないかと思えます。農業委員会としての方向性も定めておくことで、実りのある話し合いになるでしょう。

事務局

ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

議長 (鍋嶋 太郎)

その他に何かございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第6回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、2月5日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時30分)